

女二十才以上 一四二才

第十一條 毎一回の配給を必ず断行すること。

(但し十才以上)

第十二條 公傷による休業不可能の場合に日給一人を

支給すること。

(トウホムは患者の世帯に對しては費用全額

を公傷に於て負担すること)

第十三條 残業の場合に相當の歩増をすること。

第十四條 年一回の慰安會を開催すること。

第十五條 各部長の意思を尊重すること。

第十六條 本社の争議に對し一日も遅く諒意を

解決を要す

拒絶

日給半額を支給す

但し其の状況により別に歩増を

支給することあるべし

(トウホムは公傷と認めず)

残業に對しては一割増

但し請負業者に對しては歩増

無効を基礎として歩増をせず

内容 認

内容 認

本社の裁許を争議は三者(

不純合手)の協働に因り發生し

たすものにして横濱工場は如く

争議あるを以て今に至るも解

決せざるを遺憾

され共今後従業者の協働に依

り於三者と分離する時の到著し

て一日も遅く日滿に解決せしむ

期待すべし

五 市内各工場 勤靜

市面は漸次消滅其他十三工場に於ては五月三十七日各々従業員大會を開きて應援

を決議し、六月六日を期して二十四時間間の総同盟四職工決行の計画を立てし

事請ふて中止し五月二十七日迄の制限、日本労連、三立製菓業、中村冰糖

飲用糖業、鈴木製糖、東洋タイルの七社職工代表は左記の如き示威的決

議文を本社に提出せられた。